

スマート I C の名称 (案) について

1. 名称案

- ①スマート I C の利用者に対し、E T C 専用の I C であることが明確に判断できること。
- ②実施計画書にて使用した「(仮称)」が、新聞記事等に掲載され、周知が進んでいること。
- ③主要な交通施設である駅や既存 I C 及び S A には、「八戸西」と付いた施設はないこと。

※以上の要件及び「スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱の運用」を踏まえ、次の名称を提案する。

名称案 八戸西スマートインターチェンジ

2. スマート I C の名称決定における留意事項

「スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱の運用」より抜粋

5. スマート I C の名称

(1) スマート I C の個別箇所の名称の検討について

スマート I C の名称については、地区協議会において名称案を検討し、地区協議会で決定された名称案を、会社及び機構に伝えることとする。

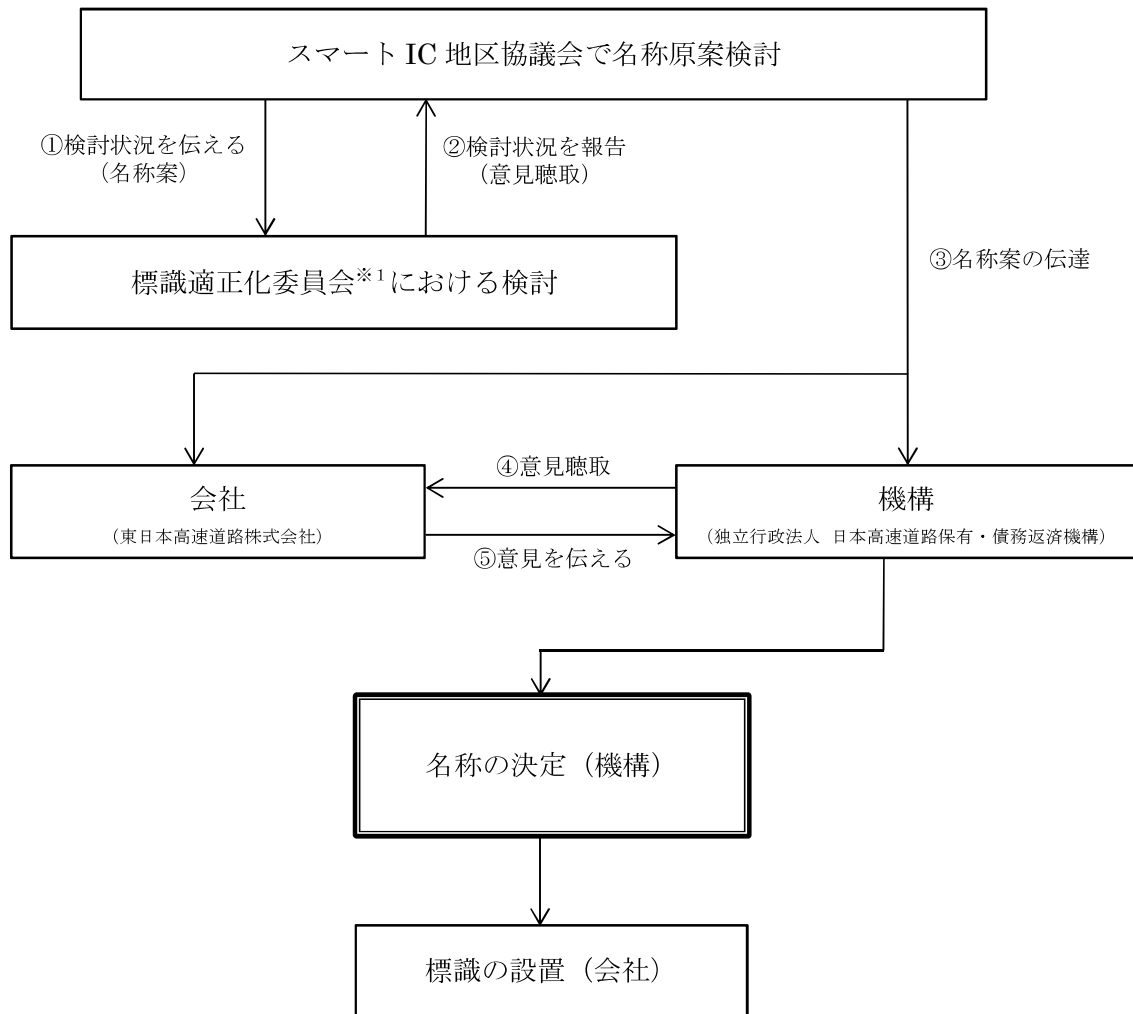
(2) 標識適正化委員会への意見聴取について

スマート I C の名称を地区協議会が検討するにあたっては、標識適正化委員会（各都道府県毎に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容等を検討する委員会）の事務局（地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局）に対し、地区協議会の検討状況を伝え、標識適正化委員会の意見も聴取して名称を検討するものとする。

(3) スマート I C 名称の原案について

スマート I C の名称は、スマート I C の利用者に対し、E T C 専用の I C であることが明確に判別可能となる名称とする必要がある。特に、S A ・ P A 接続型の場合は、既存の S A ・ P A に設置される出入口であることが明確に判別可能となる名称とする必要があり、スマート I C の名称の検討にあたっては、原則として当該 S A ・ P A の名称を用い、かつ「スマートインターチェンジ」を用いた名称を原案とされたい。

スマートICの名称決定手順



※1 標識適正化委員会とは、各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識の表示内容等を検討する委員会です。

青森県の場合は、標識適正化委員会に代わる「青森県道路交通環境安全推進連絡会議」がこの役割を担っています。